

介護保険法に規定する、介護支援専門員の登録の消除に係る処分基準（案）

（平成31年4月2日設定）

（令和8年 月 日（決裁日）改正）

1 介護保険法第69条の3第3項第3号に規定する、介護支援専門員として登録を受けている者で、介護支援専門員証の交付を受けていないものが「介護支援専門員として業務を行い、情状が特に重い場合」に係る登録消除処分については、次のとおりとする。

- （1） 更新研修を修了したものの証の交付申請を失念した者等が介護支援専門員としての業務を行い、県が証の交付申請を行うよう指示したにもかかわらず、なお証の交付を受けることなく業務を継続した場合
- （2） 本人の責めに帰さない事由により、更新研修を修了することができなかった者が介護支援専門員としての業務を行い、県が再研修を受講し、証の交付を受けるよう指示したにもかかわらず、なお再研修を受講せず、証の交付を受けることなく業務を継続した場合
- （3） 更新研修を修了したものの証の交付申請を失念した者等が、証の交付を受けずに介護支援専門員の業務に従事することが違法であると認識した上で当該業務に従事し、かつ、それを隠ぺいするなど悪質な行為を行った場合
- （4） 本人の責めに帰すべき事由により、更新研修を修了しなかった者が、介護支援専門員としての業務にそのまま従事した場合

なお、（2）の「本人の責めに帰さない事由」とは、災害、行政庁の誤った教示（介護支援専門員証の有効期限誤記載等）等を指すものとする。

また、（4）の「本人の責めに帰すべき事由」については、故意性の有無および過失の程度等を考慮した上で判断するものとする。